

日本スパルティナ防除ネットワーク会費規則

(原則)

第1条 本会は、ネットワーク組織であり、会員から得られる情報にこそ価値があるため、会の最低限の運営に係る会費以外は徴収しない。

(最低限の運営)

第1条の2 会の最低限の運営とは、以下の内容とする。

- (1) 総会の開催
- (2) 運営委員会の開催
- (3) 年度報告の作成
- (4) スパルティナに関する情報収集
- (5) 他組織との連携

(年度あたりの会費)

第1条の3 前条を実施するため、年度あたりの会費を1,000円と定める。

(規則の改正)

第2条 本規則の改正は、総会の決議による。